

## 新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について  
(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

新	旧
<p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1)～(23) (略)</p> <p>(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定するサービス管理責任者</p> <p>(25) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員</p> <p>(26) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあっては、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人</p> <p>(27) 施行規則第2条第13号に規定する<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により</p>	<p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1)～(23) (略)</p> <p>(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、<u>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定するサービス管理責任者</p> <p>(25) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあっては、<u>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員</p> <p>(26) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあっては、<u>障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人</p> <p>(27) 施行規則第2条第13号に規定する<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあ</p>

運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員

(28) 施行規則第2条第13号に規定する障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人

(29) 施行規則第2条第13号に規定する障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

(30) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第12条第1項第4号、第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第12条第1項第5号、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

っては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員

(28) 施行規則第2条第13号に規定する障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人

(29) 施行規則第2条第13号に規定する障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

(30) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第12条第1項第4号、第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第12条第1項第5号、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

- (31) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条に規定する相談支援専門員
- (32) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
- 2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲  
 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。
- (1)～(6) (略)
- (7) 都道府県社会福祉協議会  
 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添11（日常生活自立支援事業実施要領）5に規定する専門員
- (8)～(23) (略)
- (24) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は共同生活援助を行う施設  
 ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (25)～(52) (略)
- (53) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する「障害者雇用支援センター」  
 ・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (54)～(56) (略)
- 3 2(56)の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

- (31) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条に規定する相談支援専門員
- (32) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
- 2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲  
 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。
- (1)～(6) (略)
- (7) 都道府県社会福祉協議会  
 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添10（日常生活自立支援事業実施要領）5に規定する専門員
- (8)～(23) (略)
- (24) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は共同生活援助を行う施設  
 ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (25)～(52) (略)
- (53) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する「障害者雇用支援センター」  
 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (54)～(56) (略)
- 3 2(56)の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) ~ (2) (略)

別添2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、同法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(3) ~ (4) (略)

(5) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(6) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(7) ~ (18) (略)

(19) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(1) ~ (2) (略)

別添2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(3) ~ (4) (略)

(5) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(6) 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(7) ~ (18) (略)

(20) ~ (21) (略)

(22) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(23) ~ (34) (略)

## 2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(34)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(34)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、法第40条第2項第2号に該当するものとする。ただし、法附則第2条第1項に該当する者については、1の(1)から(34)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

## 3 業務従事期間の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(23)まで及び(25)から(34)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(24)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書（別記様式）に基づいて厚生労働大臣（試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、指定試験機関の長）が行う。

(19) ~ (20) (略)

(21) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床により構成される病棟等、第4号に規定する療養病床により構成される病棟等（(19)及び(20)に定める病棟等を除く。）及び第5号に規定する一般病床により構成される病棟等において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(22) ~ (33) (略)

## 2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(33)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(33)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、法第40条第2項第2号に該当するものとする。ただし、法附則第2条第1項に該当する者については、1の(1)から(33)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

## 3 業務従事期間の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(22)まで及び(24)から(33)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(23)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書（別記様式）に基づいて厚生労働大臣（試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、指定試験機関の長）が行う。